

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

水道法の改正に伴う指定給水装置工事事業者の指定の 更新制度の導入について

指定の有効期限が、無期限から**5年間ごとの更新制**に変わりました。

令和元年10月1日から「水道法の一部を改正する法律」が施行され、指定給水装置工事事業者の指定の効力は、5年ごとに更新を受けなければ失効する旨が新たに規定されました。

現行制度で指定を受けている指定給水装置工事事業者の方は、指定の有効期間が経過する前に、更新の手続きを行っていただく必要があります。なお、既に指定を受けている事業者の方は、政令により指定を受けた時期によって経過措置が設けられます。（下記表のとおり）

太良町より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	2020（令和2）年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2021（令和3）年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	2022（令和4）年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	2023（令和5）年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	2024（令和6）年9月29日までの5年間

※色塗りの箇所が令和3年度での更新対象です。

指定の更新申請について

指定の更新の基準は、新規指定時と同様です。

更新の申請をせず有効期間を経過すると、指定の効力は失効します。

手続きは原則全て郵送及び持参により行って下さい。

更新申請に必要な書類について（新規申請時と同様）

指定更新の要件は水道法第25条の2に準拠

- （1）様式第1（指定給水装置工事事業者指定申請書）
- （2）様式第2（誓約書）
- （3）機械器具調書

【裏面へ】

- (4) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- (5) 給水装置工事主任技術者免状又は主任技術者証（写し）
- (6) 現在発行している「太良町指定給水装置工事事業者証」（原本）
- (7) 確認事項調査票（【更新用】指定給水装置工事事業者確認事項）

指定更新申請時の確認事項について

水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について
確認

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

※この調査回答は、指定の要件（基準）ではないため、回答内容により指定が取り消されることや、指定の更新が出来なくなることはありません。

指定更新手数料について

更新に係る事務手続き手数料（太良町水道事業給水条例第36条による）

8,000円

更新申請についてのお問い合わせ先

〒849-1698

佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6

太良町役場 環境水道課 水道係

電話 0954-67-0946